

松江市立図書館情報システムの構築及び賃貸借並びに 運用支援・保守業務委託優先交渉権者選定方法について

松江市が実施する「松江市立図書館情報システムの構築及び賃貸借並びに運用支援・保守業務委託」に係る業者選定（公募型提案（プロポーザル）方式）における優先交渉権者の選定は、下記に掲げる方法による。

記

1. 審査委員会

- (1) 応募された提案書等を審査するため、「松江市立図書館情報システムの構築及び賃貸借並びに運用支援・保守業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。
- (2) 委員会は、提出された提案書等を「2. 優先交渉権者の選定方法」及び「3. 採点方法」に基づき審査し、優先交渉権者と次点の提案者を選定する。

2. 優先交渉権者の選定方法

- (1) 優先交渉権者の選定は、提出された企画提案書等提出書類の審査結果及び提案書による提案内容のプレゼンテーションにより行う。
- (2) 企画提案書等提出書類の内容について、「仕様書」に記載の要求事項及び提案事項、提案価格書について一次審査を実施する。
- (3) 二次審査（プレゼンテーション）は別途指定する日に実施する。
- (4) 企画提案が4者以上の場合、(2)による審査により、得点の多い者から3者を選定し、(3)に係る審査を実施する。
- (5) 配点は次のとおりとする。

企画点：1,100点

価格点：200点

プレゼンテーション：500点

- (6) 上記により算出された合計点数が最も高い者を第一優先交渉権者とする。
- (7) 合計点数が最も高い者が2者以上あるときは、プレゼンテーションの得点が最も高い者を第一優先交渉権者とする。
なお、プレゼンテーションの得点も同じ場合は、当該提案者又はその代理人にくじを引かせ、第一優先交渉権者、次点等の順位を決定する。
- (8) 評価点が900点に満たない場合は優先交渉権者として選定しない。

3. 採点方法

採点は、提案された企画の優秀性及び提案価格の低廉性を別紙「評価基準」により行う。